

令和4年度巡回指導について (留意事項を解説)

一般社団法人
北海道貸切バス適正化センター

- 令和4年度の巡回指導につきまして、ご対応いただき深く感謝申し上げます。
- 巡回指導の結果等により、特に留意していただきたい事項を整理しました。
詳細については、以下項目別に記載しましたので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

以下、留意事項

◆ 上限額～下限額の範囲の意味

■ 運賃料金に上限額～下限額の範囲がある理由

貸切バスの需要には季節性があるため、**下限額は基準額の-10%**

年中、下限額を収受することは適切ではない 

◆ 下限割れの事例紹介と解説

事例

- 運送引受時点において、運賃料金は上下限額の範囲内であったが、実際に運行したところ、当初の想定より走行時間及び走行距離が延びてしまった。
- 結果として請求した運賃料金が下限額を割れてしまった。

解説

- 運送引受時点の運賃料金は、あくまで引受時点の走行時間・走行距離に基づく金額です。
- その上で、収受する運賃料金は、実際の運行による走行時間・距離に基づき算出される上下限額の範囲内とする必要があります（**実際の運行に要したコストは運賃料金で回収**）。
※実際の運行による金額を収受しない場合、「下限割れ」となります。
- ★ したがって、運送引受時点の運賃料金が、実際の運行による走行時間・距離に基づき算出される上下限額の範囲外にある場合、事業者は発注者側に**運賃料金を追加請求する必要があります**。
- ★ 運送引受時点の運賃料金が下限額ギリギリである場合、本事例のように下限割れが生じやすくなる。したがって、引受にあたっては、**運行時期等を踏まえ余裕をもった運賃料金の設定や事前（事後）に発注者側への説明等が必要となります**。 

◆ 手数料等に係る事例紹介と解説

事例

- 収受した運賃料金から手数料等（**%）の額を差し引くと下限額を下回ってしまった。

解説

- 運賃料金から手数料等を差し引いた後の収受する金額が下限額を下回ってしまった場合、運賃料金の割戻し（道路運送法第10条違反）の**審査対象**となります。
- 審査対象となった場合、国は第三者委員会へ「手数料等が過大かどうか」について助言を依頼し、**過大な手数料等の疑いがあると助言された場合に、安全確保経費（安全コスト）の阻害有無の審査を行います。**
- 安全コストは、各社の原価計算によって算出されます。
- ★ このことから、巡回指導時、運賃料金から手数料等を差し引いた後の金額が下限額を下回っている運行を確認した場合、「**審査対象**」として国へ報告しています。
- ★ **審査対象 = 「運賃料金の割戻し」の確定ではありませんので、ご理解をお願いいたします。**



◆ 運転者の採用～選任時の確認手順

- 安全運行の鍵となるのは、第一に「運転者」です。
- おさらいの意味で選任手順のチェックシートを掲載します。

チェックシート

チェック項目	確認
1. 健康診断 ※入社以前3か月以内の受診結果でも可	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
2. 運転記録証明書 ※自動車安全運転センターにて取得	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
3. 適性診断（初任、適齢、特定）	
(1) 事故歴なし・満65歳未満 → 初任診断	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
(2) 事故歴なし・満65歳以上 → 適齢診断	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
(3) 事故歴あり → 特定診断（事故歴の内容によりⅠ又はⅡ）	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
4. 特別な指導（座学10時間以上、実技20時間以上）	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
5. 乗務員台帳に記載（健康診断等の全ての情報を記録）	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
6. 指導の効果の確認（選任後に実車運行中の運転状況を確認）	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>

- ★ 選任日までに1.～4.が終了していること。
- ※ 運転記録証明書（過去3年間を選任）により事故歴を把握する。
- ※ 実技指導は、実際に運転するバスと同一車種区分（大型等）で行うこと。
- ※ 適性診断等の詳細な規定（記載）は省略しております。